

策定経過

年次	内容	委員名	所属
平成24年		ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会	
7月～8月	市民意識調査実施	委員長 海老原 夕美	男女共同参画に関する知識経験者
7月～12月	基本計画策定(見直し)懇話会(全4回)	副委員長 奥田 俊幸	市内企業の代表者
平成25年1月	懇話会より基本計画(条例制定)について提言	委員 西川 けい子	男女共同参画に関する知識経験者
		委員 土屋 懸吾	市内教育行政経験者
平成25年3月	男女共同参画プラン完成(基本計画)	委員 秋元 江利子	市内教育行政経験者
平成26年		委員 谷戸 典子	保健・医療経験者
7月～27年1月	条例策定検討委員会(全5回)	委員 平澤 奈古	福祉に関する知識経験者
平成27年		委員 水谷 敏彦	市民団体(まちづくり)
1月16日	条例策定検討委員会より素案提出	委員 大河内 玲子	市民団体(男女共同参画)
2月～3月	パブリック・コメント	委員 吉澤 紀子	消防組合救急隊長
6月	市議会に議案上程(議決)	委員 西村 正博	公募委員
10月1日	条例施行	委員 安永 周平	公募委員

平成27年10月1日

ふじみ野市男女共同参画推進条例を制定しました

男女共同参画社会って、どんな社会なの？

聞いたことはあるけど一体、どんなこと？男女共同参画という言葉は耳にしても、いまひとつピンとこないなど自分からは遠くかけ離れたイメージはありませんか？
実は日常の中に、性別による差別がこんなに隠れています。

■例えば生活の中で ・女はおしとやかにするものだ、男のくせに泣くな

■例えば会社の中で ・お茶当番は女まかせ、責任のある仕事は男に

■例えば家庭で ・育児、介護は女の役割、男のゴミ出しはみっともない

こんなとき、あなたはどう感じますか？男と女、力の差やもって生まれた違いはあっても、人間として同じ立場です。

性別にとらわれずに、社会のあらゆる分野の活動に共に参画すること

男女共同参画社会

だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

お問い合わせ先 ふじみ野市市民生活部 市民総合相談室 電話049-262-9001



ふじみ野市

市民参画でつくった条例



この条例は、男女共同参画に関する専門的知識を有する者、市内教育行政に携わる者、男女共同参画に関し先進的な取組をしている市内企業の代表者、保健・医療に従事する者、福祉に関する知識を有する者、公募委員で構成する「ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会」の意見を生かして作られました。



基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②性別による差別的な取扱いの禁止
- ③能力を発揮する機会の確保
- ④社会の制度又は慣行についての配慮
- ⑤政策等の立案および決定への共同参画
- ⑥家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑦男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑧国際的協調



ふじみ野市 PR 大使
『ふじみん』

基本理念実現のための市や市民の責務

市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、かつ、計画的に実施します。

市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。また、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めます。

事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるような環境の整備に努めます。また、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めます。

審議会の設置

基本計画に関する事項や男女共同参画に関する重要事項を調査及び審議するため、男女共同参画の推進に関し、知識又は経験を有する者 12 人以内の委員で審議します。

苦情処理委員

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理します。

苦情処理委員は、申し出があった場合は、必要に応じて、その施策を実施する市の執行機関に対し、以下のことができます。

- ①説明を求める
- ②その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求める
- ③必要があると認めるときは、その執行機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行う